

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240701	北関東物流 株式会社(法人番号4060001017216)代表者:神成 光輝	栃木県鹿沼市流通センター16	鹿沼第二	栃木県鹿沼市茂呂2457	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	労働局からの通報を端緒として、令和6年4月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20240709	テラテクニカル 株式会社(法人番号5070001028062)代表者:影山 カ也	群馬県高崎市八幡原町1258-1	本社	群馬県高崎市八幡原町1258-1	輸送施設の使用停止(170日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和5年5月18日及び同年6月23日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	17	17
20240709	エフエスロジスティクス 株式会社(法人番号6011801029535)代表者:吉川 直樹	東京都足立区六町4-12-12	八潮	埼玉県八潮市大瀬930-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年7月5日及び同年8月7日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	8	8
20240709	群馬急行運送 有限会社(法人番号7070002028910)代表者:星野 秀一	群馬県太田市山之神町297-9	本社	群馬県太田市山之神町297-9	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年9月7日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	6	6
20240709	有限会社 関東田名見運輸(法人番号1050002010545)代表者:田名見 秀明	茨城県笠間市安居1610-1	本社	茨城県笠間市安居1610-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年6月27日及び同年9月1日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240709	利根西部運送 株式会社 (法人番号 9070001022994)代表者: 塩浦 敬之	群馬県沼田市高橋場 町313	横塚第一	群馬県沼田市横塚町13 15-2	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月26日及び同年8月17日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5
20240709	川合運輸 株式会社 (法人番号6380001011176)代表者:川合 幸治	福島県須賀川市卸町5 8	栃木	栃木県鹿沼市茂呂248 7-4	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年9月12日及び同年12月22日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	3	3
20240709	有限会社 コマツ運輸(法人番号2021002043537)代表者:小松 孝	神奈川県座間市ひばりが丘5-8-12	本社	神奈川県座間市ひばりが丘5-8-12	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第2項	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月16日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20240709	古河陸運 株式会社(法人番号5050001018362)代表者:奥村 純一郎	茨城県古河市三杉町1-10-20	本社	茨城県古河市三杉町1-10-20	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月14日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240717	有限会社 豊明(法人番号5040002012927)代表者: 安田 暁	千葉県千葉市若葉区加曾利町969-26	本社	千葉県千葉市若葉区加曾利町969-26コーポローズマリ-102	輸送施設の使用停止(280日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年6月22日及び同年7月6日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)運行管理者の選任・解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	28	28
20240717	有限会社 新政(法人番号5070002019085)代表者: 新井 政光	群馬県伊勢崎市下触町142-3	本社	群馬県伊勢崎市下触町142-3	輸送施設の使用停止(270日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月11日及び同年11月1日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	27	27
20240717	有限会社 光隆運輸(法人番号1040002052646)代表者: 島村 正直	千葉県流山市平和台4-6-2	本社	千葉県流山市平和台4-6-2	輸送施設の使用停止(135日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月10日、同年同月14日及び同年同月27日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	14	14

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240717	ダイナライン 株式会社(法人番号8050001046261)代表者:加藤 萌菜	茨城県筑西市飯島57-1	本社	茨城県筑西市飯島57-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月24日、同年1月26日及び同年2月3日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(12)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)	6	6
20240717	株式会社 古賀総業(法人番号5030001135267)代表者:古賀 貴典	埼玉県川口市戸塚東4-28-8	本店	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻6-5-3	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年10月5日及び同年10月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5
20240717	有限会社 渡良瀬運輸(法人番号9070002025179)代表者:亀井 邦彦	群馬県伊勢崎市間野谷町1-17	本社	群馬県伊勢崎市間野谷町1-17	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月13日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
20240717	株式会社 日の出ライン(法人番号1070001030261)代表者:松本 光浩	群馬県太田市亀岡町126-1	本社	群馬県太田市堀口町271-4	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5	労働局からの通報を端緒として、令和5年11月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	1	1
20240717	株式会社 ロイヤルサービス(法人番号7011801018685)代表者:高谷 仁	東京都足立区堀之内2-11-1	ふじみ野	埼玉県ふじみ野市長宮1-2-20	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年2月27日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240723	勝浦興運 株式会社(法人番号2011701002133)代表者:鈴木 康修	東京都江戸川区南葛西6-29-3	本社	東京都江戸川区南葛西6-29-3	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月15日及び同年12月6日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	14	14
20240723	有限会社 高総業(法人番号3021002028487)代表者:高 秀一	神奈川県相模原市中央区田名塩田4-6-16	本社	神奈川県相模原市中央区田名塩田4-6-16	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年5月10日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)報告(事業報告書及び事業実績報告書の提出)義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(10)報告(運賃及び料金の届出)義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20240730	株式会社 TOWA物流(法人番号4440001005363)代表者:渡邊 秀昭	北海道亀田郡七飯町大川1-4-12 大川第1倉庫15号室	群馬	群馬県渋川市北橋町真壁上大林1060-1	輸送施設の使用停止(120日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年6月15日及び同年6月27日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)整備管理者の選任・変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(6)運行管理者の選任・解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(7)事業計画(自動車庫の新設)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	12	12

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240730	有限会社 タケナカ物流 (法人番号 3011702007163)代表者: 山口 茂雄	東京都江戸川区一之江 8-7-8	本社	東京都江戸川区一之江 8-7-8	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月5日及び同年10月13日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(6)運行管理者の選任・解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20240730	株式会社 キタザワ引越センター(法人番号 3010601023767)代表者: 北澤 敏也	東京都江東区三好2- 10-6	本社	東京都江戸川区北葛西 2-5-28	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)